

記入例

年 月 日

(あて先) 公益財団法人名古屋産業振興公社理事長

年月日は空欄

所在地(住所)と商号(会社名)は、漢数字、アラビア数字も含め、履歴事項全部証明書の記載どおり

所在地(住所) 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

商号(会社名) 株式会社吹上精密工業

代表者(役職・氏名) 代表取締役 公益 太郎

個人の場合の役職は「事業主」

公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業経営基盤強化設備投資補助金事業計画認定申請書

公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業経営基盤強化設備投資補助金の認定を受けたいので、下記誓約事項について誓約し、関係書類を添えて申請します。

【必須回答】誓約事項

確認のうえ、チェック☑を入れてください。(下記の内容について誓約いただいたこととなります。)

下記誓約に反すること又は公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業経営基盤強化設備投資補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)に定める取り消しに該当する内容が判明した場合には、補助金の認定及び交付を取り消し、補助金交付済の場合は返還を求めます。

また、③の確認を目的として愛知県警察本部に照会することがあります。

要綱と案内を確認

① 申請書類の記載内容は全て真正です。	✓
② 要綱と補助金の案内の内容を十分に理解しています。	✓
③ 公益財団法人名古屋産業振興公社小規模企業経営基盤強化設備投資補助金の交付の対象となる事業者の条件(※1)をすべて満たしています。	✓
④ 生産性向上を図り、経営基盤の強化に取り組む意欲を有しています。	✓
⑤ 申請する機械設備等について、名古屋市の他の補助金の交付対象とはなっていません。	✓
⑥ ①～⑤の誓約に反したことにより、不利益を被ることになった場合、補助金の認定あるいは交付を取り消された場合又は補助金の返還を求められた場合に異議は一切申し立てません。補助金の返還が必要な場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社が指定する方法により期限内に返還します。	✓

※1

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) みなし大企業でないこと。
(発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者でないこと。)
- (3) 法人にあつては、本店又は本社として登記されている住所地が市内であること。
- (4) 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所が市内であること。
- (5) 営利を目的とした事業を営むものであること。
- (6) 認定申請日の属する年の**5年前**の3月31日以前から市内で継続して事業を営み、かつ、引き続き市内で事業を継続する意欲を有していること。
- (7) 要綱第9条に規定する交付申請の日の属する年の4月1日において、代表者が満60歳以上の者については満60歳未満の後継者がいること。
- (8) 市税を滞納していないこと。
- (9) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。
- (11) 訴訟等による係争や法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。

平成30年

※ 様式第1号は この2ページ目も
印刷して提出